

令和7年度高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ

令和6年度より、高齢者を対象とした新型コロナワクチンの定期接種が開始されました。令和7年度からは、国による公費支援が令和6年度末で終了したことに伴い、接種料金（自己負担額）が変更となっています。

この予防接種は義務ではありませんが、新型コロナウイルス感染症による発症や重症化を防ぐ重要な手段です。接種をご検討いただく際には、同封の説明書をしっかりご確認ください、内容をご理解のうえでご判断をお願いいたします。

ご希望の方は、事前に「予診票への記入」・「医療機関への予約」を済ませてから接種をお受けください。

1. 対象となる方

- ・接種時に南部町に住民登録をしている方で、次のいずれかに該当する方
 - ① 65歳以上の方（65歳の誕生日以降に接種するようにご注意ください）
 - ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

2. 接種料金（自己負担額） ※ 接種時に、医療機関へお支払いください

接種費用の半額 約8,000円（医療機関によって異なります）

※ 生活保護受給者の方は、接種時に医療受給証※の提示で無料となります。
（医療受給証：医療機関に夜間や休日に病院へ行くときに使用する証書）

3. 接種費用助成期間／接種回数

令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火) / 接種回数：1回

※ 上記期間以外での接種は、全額自己負担となります。ご注意ください。

4. 指定医療機関 ※ 指定医療機関以外での接種は、全額自己負担となります。

- ・医療機関名・実施曜日・受付時間・予約の有無は、別紙をご参照ください。
- ・新型コロナワクチンの接種は、医療機関によっては予約が必要です。
- ・接種期間内であっても、入荷したワクチンがなくなり次第、接種終了となる医療機関もございますので、体調のよい時に早めに接種しましょう！

裏面もご覧ください

5. 予防接種の受け方

- ① 説明書をよく読み、**予診票に必要事項を記入**します。
- ② 接種を受ける指定医療機関に電話し、**接種日の予約**をします。
- ③ 「新型コロナウイルス感染症予防接種**予診票**」と「新型コロナウイルス感染症予防接種**済証**」（同封のうぐいす色紙2枚）を指定医療機関の窓口に出し、接種を受けます。

※生活保護受給者の方は医療受給証も提出してください。

- ④ 接種が済みましたら、指定医療機関に**接種料金を支払い**、予防接種済証を受け取ります。
※ 予診票を紛失した場合は、南部町健康センター健康こども課で再発行いたしますのでご連絡ください（☎0178-60-7100）。

6. 入院・施設入所等により町内の指定医療機関で接種できない方

入院中や施設入所、遠方にお住まい等、諸事情により町内の指定医療機関以外での接種が困難な場合は、一度、接種料金を全額支払っていただき、後日お手続きをしていただくことで、助成額分を払戻しいたします。**申請期限内にお手続きください。**

予防接種を受ける際は、町から送付された新型コロナウイルス感染症予防接種「予診票」と「予防接種済証」を病院または施設等へご持参ください。

【助 成 額】

支払った接種料金（接種費用）の半額（上限 8,000 円、1 円以下切捨て）

【申請に必要なもの】

- ① 新型コロナウイルス感染症予防接種費用**償還払申請書**（以下の提出先にあります）
- ② 南部町で配布した新型コロナウイルス感染症予防接種**予診票**または**予防接種済証**（接種記録のあるもの。写しでも可。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種の**領収書（原本）**
- ④ 振込先金融機関の**通帳の写し**（予防接種を受けた**本人名義のもの**）
- ⑤ 生活保護受給者の方は、医療受給証等の写し

【申 請 期 限】 **令和 8 年 4 月 30 日（木）まで**

【提 出 先】 南部町健康センター 健康こども課（郵送可）
住民生活課（本庁舎）、福地支所、南部支所

お問い合わせ先

接種の予約、料金について⇒ 各医療機関へ

予診票、償還払に関すること⇒**0178-60-7100** 健康センター
健康こども課 予防接種担当